

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

新成人の皆さまへ 国民年金の加入について

今月の年金相談

1月14日(木)

10:30～12:00

13:00～15:30

完全予約制

1月7日(木)までにお申し込みください。
次回は2月18日(木)です。

役場第1・2会議室

○国民年金の加入について

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者(加入者)となります。

20歳になってからおおむね2週間以内に、厚生年金保険に加入している方を除き、日本年金機構から加入者の方へ「国民年金(第1号被保険者)加入のお知らせ」が送付されます。

「年金手帳」は、そのお知らせとは別に送付されます。年金手帳は、保険料の納付の確認や年金を受け取る際の手続きに必要ですので、大切に保管してください(厚生年金保険の被保険者や障害・遺族年金を受給している方(していた方)には送付されません)。

20歳になってから約2週間程度経過しても国民年金加入のお知らせが届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、下記問い合わせ先にて手続きをしてください。

なお、20歳直前に海外に出国され、行き違いで国民年金加入のお知らせが届いた方は、お近くの年金事務所まで連絡してください。また、厚生年金保険に加入している配偶者の扶養となっている方は、配偶者の勤務先にて国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

○保険料の納付について

国民年金加入のお知らせに同封している納付書で保険料(お誕生日の前日が含まれる月の分からの保険料)を納めてください。

保険料は、金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

定額保険料の納付のほか、月額400円を追加して納付することにより将来受け取ることのできる年金を増額する「付加保険料」制度や保険料をまとめて前払いすることで割引を受けられる「前納」制度があります。

○保険料を納めることが難しいときは…

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、「学生納付特例制度」や「免除・納付猶予制度」がありますので、未納のまま放置せず、必ずこれらの手続きを行ってください。なお、学生納付特例や免除・納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付した場合と比較して将来受け取ることのできる年金額が低くなってしまいますが、後から納付(追納)することにより、その年金額を増やすことができます。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。
役場窓口	住民生活課社会係(窓口6番) 熊石総合支所住民サービス課		☎0137-62-2112(内線244) ☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。